

平成 28 年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

松 監 第 54 号
平成 29 年 1 月 12 日

様

松山市監査委員	青	木	浩
同	石	田	慎二
同	渡	部	克彦
同	中	村	嘉孝

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 障害者工賃レベルアップ支援事業補助金	2
2 松山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金	3
3 松山市地域商品券発行事業費補助金	3
4 松山市認定農業者協議会活動補助金	4
5 第63回全日本吹奏楽コンクール全国大会参加補助金	4
6 愛媛県指定史跡荏原城跡土塁補修事業費補助金	5
7 宮本武之輔交流事業負担金	5
8 松山市水産市場運営協議会負担金	6
9 防災士資格取得にかかる愛媛大学公開講座 「防災士養成講座」受講費用負担金	6
出資団体監査結果報告	7
1 公益財団法人 松山市体育協会	8
公の施設の指定管理者監査結果報告	9
1 北条公園体育施設・北条公園（法橋運動広場） 松山市安岡避難地	10
2 松山市役所前地下駐車場	11
3 安居島水道	12

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

平成27年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 障害者工賃レベルアップ支援事業補助金	ハートフルプラザ松山運営委員会
2 松山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金	株式会社 ミサワハウス
3 松山市地域商品券発行事業費補助金	松山商工会議所
4 松山市認定農業者協議会活動補助金	松山市認定農業者協議会
5 第63回全日本吹奏楽コンクール全国大会参加補助金	松山市立拓南中学校
6 愛媛県指定史跡荏原城跡土塁補修事業費補助金	恵原町町内会
7 宮本武之輔交流事業負担金	宮本武之輔交流事業実行委員会
8 松山市水産市場運営協議会負担金	松山市水産市場運営協議会
9 防災士資格取得にかかる愛媛大学公開講座「防災士養成講座」受講費用負担金	国立大学法人 愛媛大学

第2 監査の期間

平成28年9月1日から平成28年10月26日まで

第3 監査の方法

補助金等が目的に従って効果的かつ有意義に使用されているか、また補助金等にかかる経理事務は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 障害者工賃レベルアップ支援事業補助金

- (1) 交 付 先 ハートフルプラザ松山運営委員会 会長 渡部 坂喜
- (2) 補 助 金 額 6,700,000 円
- (3) 支出年月日 平成 27 年 5 月 15 日
 平成 28 年 2 月 22 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市障害者工賃レベルアップ支援事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 障がい者の就労等の機会の創出及び障害者支援施設等の収益向上を図るため、福祉団体等
 が実施する障害者工賃レベルアップ支援事業に要する経費に対し補助を行うものである。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・補助金交付事務の適正な処理について

障害者工賃レベルアップ支援事業補助金については、事業の完了前に補助金額を確定させることが困難なことから、事業完了前に支出する必要がある場合は概算払によることが妥当であり、同事業の補助金交付要綱第 12 条においても、概算払することができること定められているが、前金払で支出されている状況が見受けられた。

また、同要綱第 10 条において、「市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。」と定められているが、補助金額の確定通知が行われていない状況が見受けられた。

実績報告による補助金額の変更はないものの、今後においては、補助事業の性質を踏まえつつ要綱に沿った事務処理を行うよう努められたい。

2 松山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金

- (1) 交 付 先 株式会社 ミサワハウス 代表取締役 橋本 光子
- (2) 補 助 金 額 1,239,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 5 月 20 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市地域優良賃貸住宅整備事業等補助金交付要綱
地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領
公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱
- (5) 補 助 目 的
高齢者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯を入居対象とする地域優良賃貸住宅の供給促進を図るなかで、高齢者層の居住の用に供する居宅環境が良好な賃貸住宅の供給促進のため、高齢者型地域優良賃貸住宅の家賃減額に要する費用について補助を行う。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市地域商品券発行事業費補助金

- (1) 交 付 先 松山商工会議所 会頭 森田 浩治
- (2) 補 助 金 額 308,290,615 円
- (3) 支出年月日 平成 27 年 7 月 10 日
平成 28 年 3 月 17 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市地域商品券発行事業費補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
地域商品券発行事業及び地域商品券発行関連事業に対して、松山市プレミアム付商品券発行事業費補助金を交付することで、市内の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図る。
- (6) 監 査 結 果
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

4 松山市認定農業者協議会活動補助金

(1) 交付先 松山市認定農業者協議会 会長 横林 徳幸

(2) 補助金額 1,200,000 円

(3) 支出年月日 平成 27 年 8 月 31 日
平成 27 年 12 月 15 日
平成 28 年 3 月 10 日

(4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則

(5) 補助目的

当該協議会は、農業経営基盤強化促進法に基づき市長が認定した市内の認定農業者によるもので、5つの地域ブロックと3つの研究部会に分かれ、それぞれの地域の実情や経営作目に応じた経営改善を図るため各種事業を実施している。

活動を支援することで、農業の中核的担い手である協議会会員の経営能力の向上を図り、農業の継続的な発展に繋げる。

(6) 監査結果

補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

5 第63回全日本吹奏楽コンクール全国大会参加補助金

(1) 交付先 松山市立拓南中学校 校長 近藤 一茂

(2) 補助金額 1,283,960 円

(3) 支出年月日 平成 27 年 10 月 30 日

(4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
学校体育競技会及び文化的部活動等に係る大会等参加補助金交付要綱

(5) 補助目的

文化的部活動等の振興発展を図るため、大会等に参加する者に対して経費の一部を補助することにより児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(6) 監査結果

補助金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

6 愛媛県指定史跡荏原城跡土塁補修事業費補助金

- (1) 交付先 恵原町町内会 総代 相原 忠
- (2) 補助金額 1,404,000 円
- (3) 支出年月日 平成 28 年 4 月 20 日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市文化財保存事業費補助金交付要綱
- (5) 補助目的
愛媛県指定史跡「荏原城跡」の土塁を補修することにより、貴重な文化財の保護伝承を図るものである。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

7 宮本武之輔交流事業負担金

- (1) 支出先 宮本武之輔交流事業実行委員会 会長 鈴木 幸一
- (2) 負担金額 1,287,320 円
- (3) 支出年月日 平成 27 年 4 月 15 日
平成 27 年 5 月 26 日
- (4) 事業目的
土木技術者として河川事業に尽力した、興居島出身の「宮本武之輔」の功績をたたえ、広く市民に紹介するとともに、国土交通省、愛媛県及び信濃川分水工事に貢献している燕市との交流を通じ、土木技術者の知識取得、技術のレベルアップを図る。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・前金払の報告について

この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第 80 条第 2 項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告するよう努められたい。

8 松山市水産市場運営協議会負担金

(1) 支出先 松山市水産市場運営協議会 会長 坂本 卓

(2) 負担金額 7,200,000 円

(3) 支出年月日 平成 27 年 5 月 20 日

(4) 事業目的

卸・仲卸業者や開設者等による市場関係者で組織する松山市水産市場運営協議会を中心に、市場活性化委員会及び売買環境委員会を設置し、水産市場を流通する魚の消費拡大に向けた取組みのほか、市場の環境整備など立案した事業を実施する。このうち、平成 25 年度からリニューアルした「三津の朝市 旬・鮮・味まつり」は魚食普及の一環として瀬戸内の魚の美味しさを知っていただくことを目標に年 4 回実施している。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

9 防災士資格取得にかかる愛媛大学公開講座「防災士養成講座」受講費用負担金

(1) 支出先 国立大学法人 愛媛大学 学長 大橋 裕一

(2) 負担金額 1,930,000 円

(3) 支出年月日 平成 27 年 11 月 10 日

(4) 事業目的

防災士は、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した者であり、松山市においては、このような地域防災の中核を担う防災リーダーとなる「防災士」を養成し、住民の危機管理意識と地域防災力の向上を図るため、平成 26 年度から愛媛大学と連携して「防災士養成講座」を開講し、講座受講に必要な受講料を負担するものである。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類等を調査したところ、適正に処理されていた。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の平成27年度事業について実施した。

団 体 名
1 公益財団法人 松山市体育協会

第2 監査の期間

平成28年9月1日から平成28年10月26日まで

第3 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 公益財団法人 松山市体育協会

(1) 基本金 550,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
535,000,000 円 (97.3%)

(3) 設立目的

スポーツの振興に関する事業を行い、市民の体力増進と健康で明るい市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

1) 普及事業

- ①表彰事業
- ②地域スポーツ振興事業
- ③スポーツ行事の実施事業
- ④生涯スポーツ振興助成事業
- ⑤キッズスポーツプロジェクト事業
- ⑥施設管理事業

2) 育成事業

- ①大会助成事業
- ②指導者・選手育成事業
- ③スポーツ少年団育成事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条において、公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、主たる事務所に備え置かなければならないとされているが、同法施行規則第 27 条で定める資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を備えていない状況が見受けられた。

担当課においては、今後は、法令に沿った適正な財団運営に努めるよう指導されたい。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の平成27年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
イヨテツケーターサービス(株)※	北条公園体育施設・北条公園（法橋運動広場） 松山市安岡避難地
TFI 株式会社	松山市役所前地下駐車場
安居島水道管理組合	安居島水道

※平成28年4月から伊予鉄総合企画(株)に社名変更

第2 監査の期間

平成28年9月1日から平成28年10月26日まで

第3 監査の方法

協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか、指定管理業務にかかる収支の会計経理は適正に行われているかなどについて、現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係書類（協定書、決算諸表、事業報告書等）の提出を求め、調査を行った。

第4 監査の結果

次のとおりである。

1 北条公園体育施設（法橋運動広場）、北条公園（法橋運動広場）、松山市安岡避難地

- (1) 指定管理者 イヨテツケーターサービス株式会社 代表取締役 元屋地 裕之
(平成 28 年 4 月 1 日～伊予鉄総合企画株式会社)
- (2) 基本協定年月日 平成 24 年 3 月 28 日（指定期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
年度協定年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 46,369,000 円
(松山市北条ふるさと館、河野別府公園市民グラウンド、河野別府公園サブグラウンド、河野別府公園テニスコート、河野別府公園を含む)
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|-------------------|---------------------|
| 平成 27 年 4 月 15 日 | 12,469,000 円 (1 期目) |
| 平成 27 年 7 月 10 日 | 11,300,000 円 (2 期目) |
| 平成 27 年 10 月 13 日 | 11,300,000 円 (3 期目) |
| 平成 28 年 1 月 12 日 | 11,300,000 円 (4 期目) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- ①北条公園体育施設・法橋運動広場
施設 運動広場、夜間照明施設
供用開始 昭和 52 年 9 月 29 日
所在地 松山市下難波甲 20 番地
構造・規模 94m×90m（軟式野球 1 面／ソフトボール 2 面）、夜間照明 6 基
- ②北条公園・法橋運動広場
施設 広場、駐車場
供用開始 昭和 53 年 3 月 31 日
所在地 松山市下難波甲 20 番地
構造・規模 便所（RC 造 26.90 m²）、シャワー室（CB 造 17.06 m²）、遊具等
- ③松山市安岡避難地
施設 多目的グラウンド、照明設備
供用開始 平成元年 4 月 1 日
所在地 松山市安岡甲 64 番地
構造・規模 98m×113 (94) m（ソフトボール・野球等）、
78m×54m（クロッケーグラウンド等）、
便所兼倉庫（木造 53.46 m²）、夜間照明 6 基
- 2) 管理業務（松山市北条ふるさと館、河野別府公園市民グラウンド、
河野別府公園サブグラウンド、河野別府公園テニスコート、河野別府公園を含む）
- ①文書等の管理及び保存、職員の人事管理、給与等に関する業務
 - ②備品、消耗品等の購入及び保管、契約に関する業務
 - ③現金（使用料等）の出納及び保管に関する業務
 - ④施設利用受付及び使用許可等、来客への施設、展示品の案内に関する業務
 - ⑤文化財、歴史民俗資料等（収藏品）の保存、整理、分析、活用に関する学芸業務
 - ⑥河野氏交流事業や風早文化の講座開催に関する業務
 - ⑦非常時における対応の指示、連絡業務
 - ⑧駐車、駐輪施設における自動車等の保管、安全確認、満車対応に関する業務
 - ⑨安全確認等の巡回、防災及び警備に関する業務（防災、救助訓練を含む）業務
 - ⑩設備の操作、整備及び保守に関する業務
 - ⑪その他市長が必要と認める業務（監査の対应用務を含む。）

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市役所前地下駐車場

(1) 指定管理者 T F I 株式会社 代表取締役社長 中木 文行

(2) 基本協定年月日 平成 24 年 9 月 21 日 (指定期間 平成 24 年 10 月 1 日～平成 37 年 9 月 30 日)
年度協定年月日 平成 27 年 4 月 1 日

(3) 指定管理料 なし

(4) 指定管理料支出日及び金額
なし

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

所在地	松山市二番町四丁目 7 番地 2 及び国道 11 号地下
構造	鉄骨コンクリート造 地下 2 階
収容台数	自動車 290 台・自動二輪車 8 台
延床面積	11,687 m ²

2) 管理業務

①松山市役所前地下駐車場の運営に関する業務

- ・自動車整理等
- ・安全管理
- ・駐車料金徴収
- ・その他運営に必要な事項

②松山市役所前地下駐車場の維持管理に関する業務

- ・清掃
- ・点検保守
- ・維持修繕
- ・大規模修繕
- ・災害復旧

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・支出関係証拠書類の確認について

事業報告書の支出状況は、算定根拠となる契約書等証拠書類により確認を行う必要があるが、担当課はその提出を求めておらず、証拠書類の確認ができていない状況が見受けられた。

本業務は利用料金制を導入しているものの、収支に応じて松山市に支払われる変動納付金の定めもあることから、担当課においては、施設の共同設置者である国土交通省とも連携を取りながら、指定管理者に対し、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項に基づき証拠書類を提出するよう指導し、確認を行うよう改善されたい。

3 安居島水道

- (1) 指定管理者 安居島水道管理組合 組合長 佐伯 遵也
- (2) 基本協定年月日 平成 26 年 3 月 12 日 (指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 200,000 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|-------------------|-----------------|
| 平成 27 年 4 月 30 日 | 30,000 円 (1 期目) |
| 平成 27 年 7 月 21 日 | 70,000 円 (2 期目) |
| 平成 27 年 10 月 20 日 | 30,000 円 (3 期目) |
| 平成 28 年 1 月 20 日 | 70,000 円 (4 期目) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- | | |
|-------|---|
| 名 称 | 安居島共同給水施設 |
| 供用開始 | 平成 7 年 7 月 3 日 |
| 所 在 地 | 松山市安居島甲 128 外 |
| 設 備 | 配水池 60.0 m ³ (30 m ³ ×2)
送水管 434.5 m
配水管 792.5 m
泥吐管 61.3 m
送水ポンプ 1 台 |
- 2) 管理業務
- ①受付に関する業務
 - ②利用料金の徴収及び収納に関する業務
 - ③安居島水道の運営に関する業務
 - ④安居島水道の維持管理に関する業務
 - ⑤市の予算、決算及び監査対応に関する業務
 - ⑥その他市長が管理上必要と認める業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類等を抽出調査したところ、適正に処理されていた。